

〔論 説〕

いじめの重大事態の調査に係る被害児童生徒及び保護者に対する情報提供と個人情報保護条例についての考察

— いじめ防止対策推進法28条2項の遵守を目指して —

永 田 憲 史

目 次

- 1 問題意識
- 2 被害児童生徒等に対する情報提供と個人情報保護
- 3 法改正の方向性

1 問題意識

(1) 情報提供義務

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）（以下、「法」と記述する）は、28条1項において、重大事態について規定し、2つの類型を用意している。

第一は、「いじめ¹⁾により当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（法28条1項1号）である。文部科学省が平成29年（2017年）3月に策定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（「重大事態調査ガイドライン」。以下、「ガイドライン」と記述する²⁾は、この類型を「生命心身財産重大事態」と呼んでいる。

第二は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（法28条1項2号）である。ガイドラインは、この類型を「不登校重大事態」と呼んでいる。

1) 「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」を言う（法2条1項）。ここで、「児童等」とは、「学校に在籍する児童又は生徒」を言う（法2条3項）。また、「学校」とは、「学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）」を言う（法2条2項）。法は、「児童等は、いじめを行ってはならない」（法4条）として、いじめを違法としている。

2) ガイドライン策定の経緯とその遵守必要性については、拙稿「いじめの重大事態の判断に関する考察——いじめ防止対策推進法の強硬化を目指して——」関西大学法学論集70巻2=3号（2020）195頁以下、206-214頁、同「いじめの重大事態の調査組織設置に関する考察——公平性及び中立性並びに専門性を確保した調査組織を目指して——」関西大学法学論集70巻4号（2020）掲載予定、同「いじめの重大事態の調査のための説明事項の説明に関する考察——『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』の遵守を目指して——」関西大学法学論集70巻5号（2021）掲載予定。

重大事態が発生した場合、学校の設置者又はその設置する学校（以下、「学校の設置者等」と記述する）は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者等の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとされている（法28条1項柱書）。

重大事態の調査を行ったときは、学校の設置者又はその設置する学校が当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者（以下、「被害児童生徒等」と記述する）に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとしている（法28条2項）。ガイドライン³⁾第7第3項⁴⁾が規定するように、法28条2項は、学校の設置者等の法的義務として、被害児童生徒等に対する情報提供を定めている。

また、平成25年（2013年）10月11日に文部科学大臣が決定し、平成29年（2017年）3月14日に最終改定された「いじめの防止等のための基本的な方針」⁵⁾（以下、「基本方針」と記述する）⁶⁾も、第2-4(1)ii)①第1段落において、「学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。」としている。また、同段落は、さらに、「この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。」とする。

さらに、ガイドラインも、「学校の設置者及び学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者（以下『被害児童生徒・保護者』という。）のいじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたいという切実な思いを理解し、対応に当たること。」とした上で（同第1第1項）⁷⁾、調

-
- 3) ガイドラインは、第1～第10までに分かれている。ガイドラインにも、条数が付記されておらず、規定のどの部分かを指し示す際に困難を伴う。そこで、以下では、第1～第10それぞれの原文に付されている「○」ごとに「第○項」と付記し、こちらも該当箇所を特定しやすくすることとした。
 - 4) 「法第28条2項は『学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。』と規定しており、被害児童生徒・保護者に対して調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行うことは、学校の設置者又は学校の法律上の義務である。被害児童生徒・保護者に対する情報提供及び説明の際は、このことを認識して行うこと。」
 - 5) 基本方針は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（同法11条1項）である。法11条2項は、基本方針において、①いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項、②いじめの防止等のための対策の内容に関する事項、③その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項を定めることとしている。
 - 6) 基本方針は、第1～第3に分かれている。基本方針には、条数が付記されておらず、規定のどの部分かを指し示す際に困難を伴う。そこで、以下では、第2-4(1)については片括弧内の丸数字ごとに、第2-4(2)については片括弧ごとに、それぞれの原文の段落ごとに「第○段落」と付記し、該当箇所を特定しやすくすることとした。
 - 7) 基本方針第2-4(1)i)⑤イ（自殺の背景調査における留意事項）第2段落第1項も、その点の留意を求める。同段落第1項は、「○ 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と

査実施前に、「調査結果（調査の過程において把握した情報を含む。以下同じ。）の提供について、被害児童生徒・保護者に対して、どのような内容を提供するのか、予め説明を行うこと」とし（同第5第6項⁸⁾⑥）、「学校の設置者及び学校は、調査中であることを理由に、被害児童生徒・保護

説明を行う。」とする。

- 8) 「調査実施前に、被害児童生徒・保護者に対して以下の①～⑥の事項について説明すること。説明を行う主体は、学校の設置者及び学校が行う場合と、第三者調査委員会等の調査組織が行う場合が考えられるが、状況に応じて適切に主体を判断すること。

①調査の目的・目標

重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校の設置者及び学校が事実に向き合うことで、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることを説明すること。

②調査主体（組織の構成、人選）

被害児童生徒・保護者に対して、調査組織の構成について説明すること。調査組織の人選については、職能団体からの推薦を受けて選出したものであることなど、公平性・中立性が担保されていることを説明すること。必要に応じて、職能団体からも、専門性と公平・中立性が担保された人物であることの推薦理由を提出してもらうこと。

説明を行う中で、被害児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があり、構成員の中立性・公平性・専門性の確保の観点から、必要と認められる場合は、学校の設置者及び学校は調整を行う。

③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

被害児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や調査結果が出るまでにどのくらいの期間が必要となるのかについて、目途を示すこと。

調査の進捗状況について、定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて、予め被害児童生徒・保護者に対して説明すること。

④調査事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）・調査対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）

予め、重大事態の調査において、どのような事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）に調査するのかについて、被害児童生徒・保護者に対して説明すること。

その際、被害児童生徒・保護者が調査を求める事項等を詳しく聞き取ること。重大事態の調査において、調査事項等に漏れがあった場合、地方公共団体の長等による再調査を実施しなければならない場合があることに留意する必要がある。

なお、第三者調査委員会が調査事項や調査対象を主体的に決定する場合は、その方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行うこと。

⑤調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順）

重大事態の調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順を、被害児童生徒・保護者に対して説明すること。説明した際、被害児童生徒・保護者から調査方法について要望があった場合は、可能な限り、調査の方法に反映すること。

⑥調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）

- ・調査結果（調査の過程において把握した情報を含む。以下同じ。）の提供について、被害児童生徒・保護者に対して、どのような内容を提供するのか、予め説明を行うこと。
- ・被害児童生徒・保護者に対し、予め、個別の情報の提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って行うことを説明しておくこと。
- ・被害児童生徒・保護者に対して、アンケート調査等の結果、調査票の原本の扱いについて、予め、情報提供の方法を説明すること。アンケートで得られた情報の提供は、個人名や筆跡等の個人が識別できる

者に対して説明を拒むようなことがあってはならず、調査の進捗等の経過報告を行う。」と定め（同第6第8項）、「事前に説明した方針に沿って、被害児童生徒・保護者に調査結果を説明すること。」とする（同第7第5項⁹⁾）。

このように、法は、学校の設置者等の情報提供義務を定め、基本方針とガイドラインがその義務に関して具体的な規定を置いて、その情報提供義務の履行を確実なものとしようとしている。

しかし、あたかも全国統一の隠されたマニュアルがあるかのように、学校の設置者等が被害児童生徒等に対して情報を適切に提供しなかったり、適切に提供することを拒否したりする例が相次いでいる。

このような場合に被害児童生徒等が事実を少しでも知るための選択肢は限られている。比較的容易にとりうる方法として、例えば、当該学校が地方公共団体によって設置されていれば、設置者である地方公共団体の個人情報保護に関する条例に基づいて、関係する記録の開示を求めるという手段がある¹⁰⁾。とは言え、学校の設置者等が被害児童生徒等に対して情報を適切に提供してこなかった事例においては、条例に基づく開示請求に対しても、実施機関である教育委員会学校の設置者が、条例に従えば本来開示すべき情報すら不開示とすることがしばしば見受けられる。

(2) 川口市教育委員会の対応

埼玉県の川口市立中学校において平成27年（2015年）から同29年（2017年）にかけて発生したいじめの重大事態に関して、平成30年（2018年）1月、被害生徒は、川口市個人情報保護条例（平成12年条例第50号）14条以下に基づき、川口市教育委員会に対して、当該いじめ事案に関わる全ての記録の開示を請求した¹¹⁾。同市教育委員会は、同月、第三者調査委員会¹²⁾（以下、「第三者委員会」と記述する）に関する文書をはじめとするほとんどの文書を不開示とし、複数の文書のみを

情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の配慮の上で行う方法を採用すること、又は一定の条件の下で調査票の原本を情報提供する方法を採用することを、予め説明すること。

- 調査票を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者等の文書管理規則に基づき行うことを触れながら、文書の保存期間を説明すること。
- 加害者に対する調査結果の説明の方法について、可能な限り、予め、被害児童生徒・保護者の同意を得ておくこと。」

- 9) 「事前に説明した方針に沿って、被害児童生徒・保護者に調査結果を説明すること。また、加害者側への情報提供に係る方針について、被害児童生徒・保護者に改めて確認した後、加害者側に対する情報提供を実施すること。」
- 10) 設置者である地方公共団体の情報公開に関する条例に基づいて、関係する記録の開示を求めることもできるが、当該いじめの当事者であっても、個人情報に関わる部分については、一般に不開示（非公開）とされるため、個人情報保護に関する条例に基づいて開示請求をした場合と比べると、得られる情報が限定されるのが通例である。このほかには、学校の設置者等や加害児童生徒等に対して、民事調停を申し立て、情報提供を求めるという方法も考えられるが、調停の性質上、学校の設置者等や加害児童生徒等が情報提供に応じない場合の方策に欠けるという問題がある。
- 11) 埼玉新聞平成30年（2018年）9月29日付。
- 12) 第三者委員会による調査結果は、平成30年（2018年）3月にまとめられた。朝日新聞平成30年（2018年）3月17日付朝刊、埼玉新聞同日付。

開示したが、開示した文書の枢要部分は不開示とした¹³⁾。

そこで、被害生徒は、埼玉県個人情報保護条例（平成16年条例第65号）15条以下に基づき、埼玉県教育委員会に対して、当該いじめ事案に関わる全ての記録の開示を請求した。その結果、被害生徒は、第三者委員会の会議録を含む、川口市教育委員会が作成し、埼玉県教育委員会に提出した文書であって、同市教育委員会から開示されなかった100ページを超える文書の開示を新たに受けた¹⁴⁾。こうして、同市教育委員会は、開示すべき文書を開示していなかったと批判されることとなった。その後、被害生徒は、文部科学省からも400ページ近い文書の開示を受けた¹⁵⁾。

被害生徒とその保護者は、不開示決定の取消し、虚偽の記載の訂正及び損害賠償を求めて、平成31年（2019年）1月、川口市に対し、民事訴訟を提起した¹⁶⁾。川口市教育委員会は、民事訴訟が提起されると、一転して、同年5月、不開示決定を取消して500ページを超える文書を新たに開示するとし、開示済み文書の訂正が必要な箇所を訂正しないとする決定も取り消した¹⁷⁾。しかし、同市教育委員会は、被害生徒の保護者ではなく、被害生徒が受け取る必要があるとして¹⁸⁾、受け取りの際の本人確認のために写真付きの公的証明書が必要な本人限定受取特例型郵便により被害生徒へ郵送したため、写真付きの公的証明書を持たない被害生徒は受け取ることができなかった¹⁹⁾。結局、上記の民事裁判の裁判長が保護者が被害生徒の代理人として受領する方法を提案し、これを川口市教育委員会が了承したことにより、被害生徒はようやく新たに開示された文書を受け取ることができた²⁰⁾。

このように、被害生徒が自己の被害に遭ったいじめについて、川口市教育委員会から適切に情

13) 朝日新聞平成30年（2018年）9月29日付朝刊、埼玉新聞同日付、同平成31年（2019年）1月31日付、東京新聞同日付朝刊。平成30年2月、被害生徒は開示文書のほとんどが虚偽であるとして、川口市個人情報保護条例24条以下に基づき、訂正請求を行った。これに対し、川口市教育委員会は、同年3月、訂正するとの決定通知書を送付したが、同年9月には訂正決定を取消すと通知した。朝日新聞平成30年9月29日付朝刊、埼玉新聞同日付。訂正決定を取消した理由について、同市教育委員会は、「記録自体を訂正するのではなく、元生徒側の記録を添付して一つの記録になると考えたが、行政管理課を通じた元生徒側との話し合いで、『それでは訂正にならない』との主張だったので、添付するのを諦めたという経緯だ」としている。埼玉新聞・前掲。訂正の際に訂正が必要な記録を訂正するのは当然であって、元生徒側の主張は正当であり、同市教育委員会が訂正すべき記録を訂正しないのは、不当である。なお、同条例27条は、「実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の全部又は一部を訂正するときは、全部又は一部を訂正する旨の決定をし、訂正した上、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。」としており、訂正決定をした場合には、訂正して通知することを求めている。

14) 朝日新聞平成31年（2019年）1月31日付朝刊、埼玉新聞同日付、東京新聞同日付朝刊。

15) 埼玉新聞平成31年（2019年）2月8日付。開示された文書には、川口市教育委員会が作成した報告書が含まれており、被害生徒の母を中傷する記述も含まれていた。

16) 朝日新聞平成31年（2019年）1月31日付朝刊、埼玉新聞同日付、東京新聞同日付朝刊。

17) 朝日新聞令和元年（2019年）5月16日付朝刊、埼玉新聞同日付、東京新聞同日付朝刊、読売新聞同日付朝刊。

18) 一方で、川口市教育委員会は、本人限定受取特例型郵便を被害生徒が受け取れなかった後には、口頭弁論において、被害生徒の保護者が受け取り拒否をしていると主張をしており、被害生徒本人が受け取る必要があるとの主張とは異なる主張を行った。埼玉新聞令和元年（2019年）9月5日付。

19) 朝日新聞令和元年（2019年）7月10日付朝刊、埼玉新聞同日付、東京新聞同日付朝刊、読売新聞同日付朝刊。

20) 朝日新聞令和元年（2019年）9月5日付朝刊。

報提供を受けられないばかりか、関係する記録を入手するために、同市教育委員会のみならず、埼玉県教育委員会や文部科学省にまで個人情報の開示請求をしなければならなかったことは、被害生徒に本来必要のない手間、費用及び時間を費やさせるものであり、それだけでも、同市教育委員会の責任は決して小さくない。しかも、同市教育委員会が関係する記録の開示を適切に行わなかったために、被害生徒は民事訴訟を提起せざるを得なくなったのであり、その手間、費用及び時間等の負担は莫大なものとなっている。その上、同市教育委員会は、新たに開示すると決定した記録の複写物を被害生徒が受領してもらいやすい形で速やかに提供することさえしなかった²¹⁾。結果として、被害生徒が文書を入手するまでに、同市教育委員会に対して開示請求をしてからでも1年半、不登校となって重大事態となった平成28年（2016年）秋から数えれば3年近くもの時間を要することとなった。本件いじめ事案における川口市教育委員会の対応は、このほかにもあまりに多くの問題を孕むが²²⁾、法28条2項が定める情報提供義務の履行についてだけ見ても、被害生徒及びその保護者の「知りたい」、「説明して欲しい」という切実な願いを踏みにじり（ガイドライン第1第1項参照）、無用の甚だしく重い負担を味あわせ続けるものであり、同市教育委

21) 新たに開示すると決定した記録については、本来、開示請求を受けて速やかに開示すべきだったことを踏まえれば、川口市教育委員会、特に責任者である教育長が被害生徒及び保護者に謝罪して理解を得て、被害生徒宅に持参すべきであったと考えられる。そもそも、同市教育委員会は、自らの不手際で開示が大幅に遅延したのであるから、被害生徒に受領してもらおう方法について、被害生徒又はその保護者に連絡して協議すべきであったと言うほかない。

22) そもそも、川口市教育委員会は、本件について、重大事態と認定せず、平成28年（2016年）12月以降、文部科学省から指導を受けて、平成29年（2017年）2月によりやく重大事態の調査のための調査組織の設置を決定した。朝日新聞平成30年（2018年）3月17日付朝刊、埼玉新聞平成30年3月21日付。

平成29年3月に校長が被害生徒とその保護者に対して示した被害生徒に対する学校の支援策は、他の教員に共有されておらず、同年4月に被害生徒が登校を再開すると、すぐさまいじめが再び発生するに至った。埼玉新聞平成30年2月28日付。

被害生徒は、所属していたサッカー部の顧問だった教員から暴力を受けており、当該教員は埼玉県教育局から文書訓告を受けた。朝日新聞平成29年12月9日付朝刊、読売新聞同日付。

川口市教育委員会の職員が知人に対して被害生徒に関する情報を漏洩していた。東京新聞令和元年6月13日付朝刊。

被害生徒は、中学校卒業後の平成30年6月、川口市に対して、いじめや教員の暴力により不登校になったことについて、民事訴訟を提起した。埼玉新聞平成30年6月29日付。この訴訟において、川口市教育委員会は、いじめ防止対策推進法が「看過し難い欠陥を持つ」と主張した。朝日新聞令和元年（2019年）9月19日付朝刊、埼玉新聞同日付、毎日新聞同日付朝刊。また、同市教育委員会は、教員の暴力について、「こんこんぴつぴつとやるのは愛情の表現」と主張した。埼玉新聞令和2年（2020年）2月9日付。

インターネットの掲示板に被害生徒が特定できる内容を投稿され、プライバシーを侵害されたため、発信者を特定して、投稿者に対して、損害賠償を求める民事訴訟を提起した。埼玉新聞令和元年5月29日付、読売新聞同日付朝刊。投稿者の1人は、同級生の父親であった。東京新聞令和元年7月9日付朝刊。被害生徒とその保護者は、同級生の父親が和解を拒否したため、同人を侮辱罪で告訴した。埼玉新聞令和元年9月25日付。その後、同人はようやく和解に応じた。埼玉新聞令和元年9月27日付、毎日新聞同日付朝刊、読売新聞同日付朝刊。

埼玉県警察本部武南署は、加害生徒による被害生徒の傷害等の被害の届出等に関して、事実と反する内容の文書を作成していた。埼玉新聞令和元年11月30日付、東京新聞同日付朝刊、埼玉新聞令和2年3月9日付。

員会、特にその責任者である教育長の責任は極めて重大である。

(3) 違法及び違反の常態化

川口市教育委員会については、別稿²³⁾で取り上げた川口市立中学校で発生した別の重大事態への対応も極めて悪質なものであり、被害生徒が「教育委員会は、大ウソつき。」との遺書を認めて自殺するという結果を招いている。もっとも、同市教育委員会ほどでないにしても、いじめ被害についての各地の学校の設置者等の対応において、法、基本方針及びガイドラインを遵守していない例は枚挙に暇がない。被害児童生徒に重大な結果が生じている重大事態においてすら、別稿²⁴⁾で取り上げた北杜市教育委員会及び宇部市教育委員会をはじめとして、法、基本方針及びガイドラインに違反する対応が行われる事態も決して少なくない。

このことは、平成30年に総務大臣から文部科学大臣に対してなされた「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告」²⁵⁾や、それを受けて文部科学省初等中等教育局児童生徒課長名で、各都道府県教育委員会担当課長等に宛てて発出された「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について（通知）」(29初児生第42号)²⁶⁾も認めており、日本全国

23) 拙稿「いじめの重大事態の判断に関する考察」・前掲注(2)197-198頁。

24) 拙稿「いじめの重大事態の調査組織設置に関する考察」・前掲注(2)、同「いじめの重大事態の調査のための説明事項の説明に関する考察」・前掲注(2)。

25) 総務省「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告」(2018)。<https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afildfile/2018/10/02/1409383_002.pdf> (令和2年(2020年)5月31日閲覧。以下同じ)。

同70頁は、以下のように述べる。

「法に基づく措置を確実に講ずること、国の基本方針等に基づき適切な対応をとることが重大事態への的確な対応の基本である。しかし、教委及び学校において、重大事態が発生しているにもかかわらず、法に基づく措置が確実に講じられていない実態や国の基本方針等に基づき適切に対応されていない実態がみられ、児童生徒に深刻な被害を与えたり、保護者等に大きな不信を与えたりするなどの事態の更なる悪化につながるおそれがある。

【所見】 したがって、文部科学省は、いじめの重大事態への的確な対応を図る観点から、教委及び学校に対し、重大事態の発生報告など法に基づく措置を確実に講ずるとともに、国の基本方針等に基づき適切な対応をとることについて周知徹底する必要がある。」

26) 本通知は、以下のように述べる。<https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1409382.htm>。

「2. 重大事態の発生報告など法等に基づく措置の徹底……

法第28条第1項に基づく重大事態の調査等については、「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定について（通知）」(平成29年3月16日付け28文科初第1648号文部科学省初等中等教育局長、生涯学習政策局長、高等教育局長通知)において、「重大事態の調査に関するガイドライン」を示し適切な対応を促してきたところである。

しかしながら、今般の総務省調査の結果においては、重大事態が発生しているにもかかわらず、法に基づく措置が確実に講じられていない実態やいじめの防止等のための基本的な方針（以下「基本方針」という。）等に基づき適切に対応されていない実態がみられるとの指摘がされている。

重大事態については、法に基づき、1 学校から教育委員会への発生報告（法第30条第1項）、2 教育委員会から地方公共団体の長への発生報告（法第30条第1項）、3 教育委員会から地方公共団体の長への調査結果の報告（法第30条第2項）、4 教育委員会又は学校からいじめを受けた児童生徒及びその

で違法や違反が常態化する異常な状態にある。

(4) いじめによる影響の深刻さと広範さ

いじめは、法1条が述べるように、被害児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。そして、被害児童生徒のみならず、被害児童生徒の保護者、兄弟姉妹等の家族にまで深刻な影響が及びうる。

いじめにより影響を受けるのは、被害児童生徒やその家族に限られない。被害児童生徒や加害児童生徒と親密な関係があったり、同じ学年やクラス、部活動等で関係があったりした他の児童生徒、さらにその保護者にまで影響が及ぶことも少なくない。

一方、加害児童生徒が抱える問題も看過できない。「生きづらさ」を抱える加害児童生徒に対して、適切な支援やケアが提供されなければ、加害児童生徒の問題性は深刻化し、さらなるいじめ行為を行うことをはじめとして、様々な形で社会不適応を悪化させることとなりかねない。

このように、いじめによる影響は深刻であり、その影響は広範に及ぼされる²⁷⁾。

この社会では、被害児童生徒が自死を選ぶという悲しい決断をすることを防ぐだけでなく、このようなつらい思いをする被害児童生徒、そして、その保護者や兄弟姉妹、他の生徒、さらには加害児童生徒を少しでも早く、1人でも減らす努力が強く求められている。

このような観点からすれば、いじめ、とりわけその重大事態への適切な対応は、必要不可欠である²⁸⁾。その対応の中でも、法28条2項が定める情報提供義務の履行は、重要なものの1つである。

(5) 問題意識

被害児童生徒等に対する学校の設置者等による情報提供義務の履行に当たって、その障壁足りうる最大のもは、加害児童生徒及びその保護者（以下、「加害児童生徒等」と記述する）や関係教職員の個人情報保護の要請であろう。

基本方針は、「情報の提供に当たっては、学校の設置者又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。」としている（同第2-4(1)ii)①第2段落）。

また、ガイドラインも、「被害児童生徒・保護者に対し、予め、個別の情報の提供については、

保護者への調査結果の情報提供（法第28条第2項）を行うことが義務付けられていることから、これらを確実に講じること。

また、5 教育委員会から教育委員会会議への発生報告、6 調査報告書の作成、7 教育委員会から教育委員会会議への調査結果の報告等については、法において義務付けられているものではないが、基本方針等に基づき適切な対応をとること。]

27) より詳細に説明したものとして、拙稿「いじめの重大事態の判断に関する考察」・前掲注（2）200-204頁。

28) 筆者の研究の視座については、拙稿「いじめの重大事態の判断に関する考察」・前掲注（2）204-206頁。

各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って行うことを説明しておくこと」(同第5第6項⑥)とするとともに、「学校の設置者及び学校は、各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って、被害児童生徒・保護者に情報提供及び説明を適切に行うこと。その際、『各地方公共団体の個人情報保護条例等に照らして不開示とする部分』を除いた部分を適切に整理して行うこと。学校の設置者及び学校は、いたずらに個人情報保護を盾に情報提供及び説明を怠るようなことがあってはならない。また、法28条第2項に基づく被害児童生徒・保護者に対する調査に係る情報提供を適切に行うために、各地方公共団体の個人情報保護・情報公開担当部局や専門家の意見を踏まえて検討を行うなど、可能な限りの対応を行うこと。」(同第7第4項)とする。

ガイドラインは、「各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って行う」ことを求め、「学校の設置者及び学校は、いたずらに個人情報保護を盾に情報提供及び説明を怠るようなことがあってはならない」と注意を喚起するものの、地方公共団体ごとに個人情報保護に関する条例(地方公共団体によって名称は様々であるが、以下、「個人情報保護条例」と記載する)の細部に差異があることに鑑みてか、それらの条例に従ってどこまで被害児童生徒等に情報を提供できるのか、しなければならぬのかを例示していない。そのため、個人情報保護の観点から、ガイドラインが被害児童生徒等に対して加害児童生徒等の個人情報を一切伝えないことを一見すると認めるものであるかのような誤解を招きかねない。

しかも、いじめに関して個人情報保護条例の不開示処分の取消等を求めた裁判例は、入手できるものはいずれも、法制定前にいじめや重大事態に相当する被害が発生するなどした事案であるため、法28条2項の情報提供義務に基づく主張はなされておらず²⁹⁾、法が施行され、法28条2項により情報提供義務が法的義務として定められた今日においては、その先例的価値は乏しい。

実のところ、地方公共団体ごとに個人情報保護条例の細部に差異はあるものの、法28条1項が求める情報提供義務との関係では、これらの条例の差異はほとんどないに等しい。そこで、本稿では、重大事態の発生が最も多いことから、地方公共団体が設置した学校における情報提供義務の履行に当たって、各地方公共団体の個人情報保護条例に従って、どこまで被害児童生徒等に情報を提供でき、また、提供しなければならないのかを明らかにすることとしたい。

29) 東京地判平9年5月9日判時1613号97頁及びその控訴審東京高判11年8月23日判時1692号47頁は、法制定前の平成3年9月の自殺事案であり、いずれも法制定前の判決であるため、法28条2項に基づく主張はなされていない。また、大津地判平26年1月14日判時2213号75頁は、法制定前の平成23年(2011年)10月の自殺事案であり、法28条2項に基づく主張はされていない。

なお、広島地判平成29年8月9日公刊物未登載(LEX/DB 文献番号25546993)及びその控訴審の広島高判平成31年1月17日公刊物未登載(同文献番号25562673)は、法制定前の平成24年(2012年)10月の自殺事案であり、原審及び控訴審において原告及び控訴人から「法やガイドラインの考え方に沿って開示の可否が検討されるべきである」との主張がなされているが、いじめではなく、いわゆる指導死の事案であり、法28条2項が直接適用される事案ではなかった。

また、鹿児島地判平27年12月15日判時2298号28頁は、法制定前の平成23年9月以前の自殺事案であるが(自殺の時期は判例時報では伏せられているが、平成23年9月以前であることが読みとれる)、法28条2項に言及している。しかし、本件は、情報公開条例に関する不開示決定に関するものであり、法28条2項との関係が問題になる個人情報保護条例に関するものではなかった。

2 被害児童生徒等に対する情報提供と個人情報保護

(1) 情報提供の際に問題となる情報

学校の設置者等が被害児童生徒等に情報提供を行う際、加害児童生徒をはじめとする関係者に係る情報を被害児童生徒等に提供でき又は提供しなければならないのか、また、提供でき又は提供しなければならないとしてどこまで提供でき又は提供しなければならないのか、しばしば問題となる。また、加害児童生徒等に情報提供を行う際に、被害児童生徒をはじめとする関係者の情報についても、同様に問題となろう。

具体的に提供が問題となる情報としては、第一に、関係者の氏名が挙げられる。すなわち、被害児童生徒等、加害児童生徒等、目撃情報をアンケートに記載したり、聞き取りで話したりして協力した児童生徒、さらに関係した教職員のそれぞれの氏名である。

第二に、関係者の連絡先、具体的には住所、電話番号及びメールアドレス等である。

第三に、関係者の所属、具体的には、児童生徒の場合、在籍校、学年、クラス及び所属する部活動等、関係する教職員の場合、勤務先、所属先、職位及び資格等である。

第四に、被撮影者に関係者が含まれている防犯カメラ等の映像データである。

第五に、関係者の音声が含まれている音声データである。

第六に、関係者に関する様々な事情や関係者が抱える問題である。これらの中には、「生きづらさ」やその背景又は原因となっている情報が含まれることがある。例えば、(a) 被害児童生徒等が受けたいじめ被害のみならず、(b) 関係者によるいじめ、犯罪・非行等の他者への加害行為、(c) いじめや犯罪被害、保護者等からの虐待やマルトリートメント（不適切な養育）を受けたこと³⁰⁾、(d) 発達や心理等の面に課題を抱えており³¹⁾、社会不適応を起こしていること、(e) 保護者をはじめとする家族の離婚、失業、経済的な苦境等により、家族関係や家庭環境等において、厳しい状況に置かれていること等を含む。

これらの情報が個人情報に当たれば、個人情報保護に関する法律や条例において保護されるため、まずは、これらの情報が個人情報に当たるか、検討する。

(2) 個人情報の定義及び該当性

各地方公共団体の個人情報保護条例は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）（以下、「行政機関個人情報保護法」と記述する）に倣って制定されている。

30) 中井久夫『中井久夫集6 1996-1998いじめの政治学』（みすず書房、2018）241頁は、一部の家庭と学校とは懇切丁寧にいじめを教える学校であるとする。阿部泰尚『保護者のためのいじめ解決の教科書』（集英社、2019）179頁は、子どものいじめは大人社会の模倣だとする。和久田学『学校を変えるいじめの科学』（日本評論社、2019）38-42、99-108、198-199頁は、シンキング・エラーに基づいた行動をするモデルが加害児童生徒の身近に現在又は過去に存在する可能性を指摘し、その支援の必要性を強調する。

31) 柗屋二郎「精神医学的観点から見た『いじめと自殺』」鈴木庸裕ほか編著『『いじめ防止対策』と子どもの権利——いのちをまもる学校づくりをあきらめない』（かもがわ出版、2020）15頁以下、136頁は、重大な被害が発生したいじめ事案の加害児童生徒等に心理支援が必要であることが多いとする。

そこで、以下では、行政機関個人情報保護法の内容について紹介しつつ、検討することとしたい。

まず、行政機関個人情報保護法は、「個人情報」について、同法2条2項において、次のように定義する。

2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

この定義は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下、「個人情報保護法」と記述する）2条1項及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）（以下、「独立行政法人等個人情報保護法」と記述する）2条2項の定義と実質的に同一であり、それ自体が特定の個人が識別される情報に留まらず、他の情報との照合により特定の個人が識別されるものも含まれる（いわゆるモザイク・アプローチ又はジグソー・アプローチ³²⁾。

各地方公共団体の個人情報保護条例も、個人情報について、行政機関個人情報保護法をはじめとする3つの法律と同様の定義を規定しているのが通例である。

以下、行政機関個人情報保護法をはじめとする3つの法律の定義に従って、上記のそれぞれの情報が「生存する個人に関する情報」である場合に、個人情報に該当するか検討することとしたい。

まず、上記第一の氏名は、条文に挙げられており、「特定の個人を識別することができるもの」であるから、個人情報に当たる³³⁾。

上記第二の連絡先は、氏名と組み合わせれば、「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる」から、氏名と組み合わせれば、個人情報に当たる³⁴⁾。

上記第三の所属等も、氏名と組み合わせれば、「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる」から、氏名と組み合わせれば、個人情報に当

32) 宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説 [第6版] —— 個人情報保護法・行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法 ——』（有斐閣、2018）38、411頁。

33) 同じ定義を用いている個人情報保護法に関して、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成31年1月一部改正）」（2019）5頁も同旨。

34) 同上。

たる³⁵⁾。

上記第四の映像データは、関係者その他の特定の個人が判別できれば、「特定の個人を識別することができるもの」であるから³⁶⁾、個人情報に当たる³⁷⁾。

上記第五の音声データは、その音声の中に関係者その他の個人の氏名が含まれる等により、関係者その他の特定の個人が判別できれば、「特定の個人を識別することができるもの」であるから³⁸⁾、個人情報に当たる³⁹⁾。

上記第六の様々な事情や問題は、氏名と組み合わせれば、「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる」から、氏名と組み合わせれば、個人情報に当たる。

このように、学校の設置者等が被害児童生徒等に対して法28条2項が定める情報提供義務を履行する際に問題となる情報は、行政機関個人情報保護法の下では、それ自体が個人情報に該当するか、それ自体は個人情報ではないものの、氏名と組み合わせられることによって個人情報に該当することとなる。各地方公共団体の個人情報保護条例においても、一般に、個人情報の定義について、行政機関個人情報保護法とほぼ同一の規定を置いているから、同法とは大きく異なる定義を規定する例外的な場合を除いて、上記の情報は、いずれも個人情報に当たることとなる。

(3) 要配慮個人情報及びその取扱い

学校の設置者等により、被害児童生徒等に対して、提供する際に問題となる個人情報のうち、上記第六の様々な事情や問題は、特に機微な情報を含み、その一部は、「要配慮個人情報」に当たる⁴⁰⁾。ここで、要配慮個人情報とは、「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪

35) 同上。

36) 同じ定義を用いている個人情報保護法に関して、宇賀・前掲注(32)38頁は、再生機器を用いなければ知覚し得ない録画テープも含むとする。

37) 個人情報保護委員会・前掲注(33)5頁。

38) 同じ定義を用いている個人情報保護法に関して、宇賀・前掲注(32)38頁は、再生機器を用いなければ知覚し得ない録音テープも含むとする。

39) 個人情報保護委員会・前掲注(33)5頁。

40) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第548号)(以下、「行政機関個人情報保護法施行令」と記述する)4条は、行政機関個人情報保護法2条4項の「政令で定める記述等」について、次のように定義する。

第4条 法第2条第4項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。

- 一 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の総務省令で定める心身の機能の障害があること。
- 二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果
- 三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医

により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにそ

師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

五 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則（平成29年総務省令第19号）（以下、「行政機関個人情報保護法施行規則」と記述する）5条は、行政機関個人情報保護法施行令4条1号の「総務省令で定める心身の機能の障害」について、以下のように定義する。

第5条 令第4条第1号の総務省令で定める心身の機能の障害は、次に掲げる障害とする。

一 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害

二 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害

三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。）

四 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

要配慮個人情報の定義は、個人情報保護法2条3項及び独立行政法人等個人情報保護法2条4項の定義と同一である。また、行政機関個人情報保護法施行令の規定は、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）2条及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第549号）2条の規定と実質的に同一である。さらに、行政機関個人情報保護法施行規則の規定は、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）5条及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則（平成29年総務省令第20号）5条の規定と実質的に同一である。

以下、これらの法律、政令及び規則に従って、上記第六の様々な事情や問題が要配慮個人情報に該当するか検討する。

まず、統合失調症であること等の情報は、行政機関個人情報保護法2条4項の「病歴」として、要配慮個人情報に当たる（同じ定義を用いている個人情報保護法に関して、個人情報保護委員会・前掲注（33）12-13頁）。要配慮情報に当たる病気と当たらない病気の線引きは困難であるから、病気の種類や症状の軽重を問わず、およそ病気に関する情報であれば、全て「病歴」に当たると考えるべきである（同じ定義を用いている個人情報保護法に関して、宇賀・前掲注（32）51頁）。また、行政機関個人情報保護法施行令4条1号・行政機関個人情報保護法規則5条2号、3号に規定されていることから、知的障害や発達障害を含む精神障害を有するとの情報は、要配慮個人情報に当たる。さらに、行政機関個人情報保護法施行令4条3号により、それらの障害等についてケア等を受けているとの情報も要配慮個人情報に当たる。

次に、同じく、行政機関個人情報保護法2条4項に明示されていることから、過去に有罪判決を受け、判決が確定したとの情報は、「犯罪の経歴」として、要配慮個人情報に当たる（同じ定義を用いている個人情報保護法に関して、個人情報保護委員会・前掲13頁、宇賀・前掲51頁も同旨）。要配慮情報に当たる犯罪の経歴と当たらない犯罪の経歴の線引きは困難であるから、犯罪の種類やその軽重を問わず、およそ犯罪の経歴に関する情報であれば、全て「犯罪の経歴」に当たると考えるべきである（同じ定義を用いている個人情報保護法に関して、宇賀・前掲51頁）。また、行政機関個人情報保護法施行令4条4号及び5号に規定されていることから、「被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと」、審判に付すべき少年として、「調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護

の取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」を言う（行政機関個人情報保護法2条4項）。

行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法においては、要配慮個人情報に関して、一定の手続を執ることが求められている⁴¹⁾。

事件に関する手続が行われたこと」も要配慮個人情報に当たる。

それでは、これらの手続が執られていない犯罪又は非行の事実かどうか。これらの事実については、前科や前歴には当たらないことから、要配慮個人情報とまでは言えないとの考え方もあろう。しかし、これらは、刑事手続等が執られ得る事実であって、不当な差別、偏見その他の不利益が生じやすいものであるから、刑事手続が執られた場合に準じて要配慮個人情報に当たると考えるべきである。

続いて、同じく、行政機関個人情報保護法2条4項に明示されていることから、過去に犯罪被害に遭ったとの情報は、「犯罪により害を被った事実」として、要配慮個人情報に当たる。ここで、犯罪被害について、刑罰法令に規定される構成要件に該当し得る行為のうち、刑事事件に関する手続に着手されたものに限定する見解がある（同じ定義を用いている個人情報保護法に関して、個人情報保護委員会・前掲13頁）。しかし、条文解釈として「犯罪」をそのように限定しなければならない理由は乏しく、むしろ、性被害に遭ったものの、告訴することができなかった例を考えれば、事実として過去に犯罪被害に遭ったという情報は、刑事手続の着手の有無を問わず、犯罪被害者が好奇の目に曝されたり、ヴィクティム・ブレイミングの被害に遭ったりしやすいことから、「本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益」を生じやすいため、そのように「犯罪により害を被った事実」を限定して理解することは、狭きに失すると言わざるを得ない（同じ定義を用いている個人情報保護法に関して、宇賀・前掲52頁も同旨）。そこで、「犯罪により害を被った事実」とは、その字義通り、身体的被害、精神的被害、金銭的被害の別を問わず、一定の犯罪の被害を受けた事実を意味すると考えるべきである（同じ定義を用いている個人情報保護法に関して、宇賀・前掲52頁）。

それでは、いじめの加害又は被害の事実については、要配慮個人情報に当たるか。これらの事実については、行政機関個人情報保護法、施行令、規則において、要配慮個人情報の例として挙げられていない。しかし、これらの事実は、上述の犯罪の加害又は被害の事実と同等とまでは言えないとしても、それに準じる機微な情報であり、性犯罪等と同様に、被害児童生徒が好奇の目に曝されたり、ヴィクティム・ブレイミングの被害に遭ったりしやすいことから、不当な差別、偏見その他の不利益が生じやすいことは争いがないであろう。それゆえ、いじめの加害又は被害の事実も、要配慮個人情報に当たると考えるべきである。

- 41) 会計検査院を除く行政機関が保有個人情報を含む情報の集合物である個人情報ファイル（行政機関個人情報保護法2条6項）を保有しようとするときは、当該行政機関の長が予め総務大臣に対し、所定の事項を通知しなければならないと定められているところ、個人情報ファイルに要配慮個人情報が含まれることは通知の対象の1つとされている（同法10条1項5号の2）。総務大臣に通知した事項を変更しようとするとき及び保有をやめたときも総務大臣への通知が求められている（同法10条1項、3項）。もっとも、「本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル」については、通知の対象ではないとされており（同法10条2項9号）、行政機関個人情報保護法施行令8条はその数を1,000人と定めている。ここで、「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人を言う（行政機関個人情報保護法2条7項。以下で取り上げる独立行政法人等個人情報保護法においても同一の定義である。同法2条7項）。重大事態において、1,000人に達する者の個人情報を取得することは多くないと思われるが、1,000人以上の個人情報を取得する場合、総務大臣へ通知しなければならない。

一方、独立行政法人等は、政令で定めるところにより、当該独立行政法人等が保有している個人情報ファイル（独立行政法人等個人情報保護法2条6項）について、原則として、個人情報ファイルに要配慮個人情報が含まれることを含む所定の事項を記載した帳簿（個人情報ファイル簿）を作成し、公表しなければならない（同法11条1項5号の2、3項）。もっとも、「本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル」については、通知の対象ではないとされており（同法11条2項7号）、行政機関個人情報保護法施行令6条はその数を1,000人と定めている。それゆえ、1,000人以上の個人情報を取得する場合、個人情報ファイル簿を

各地方公共団体の個人情報保護条例において、要配慮個人情報について何らかの規定を置いて
いる場合には、その規定に従って、要配慮個人情報を取扱わなければならない。

(4) 保有個人情報の提供

上述の個人情報のうち、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当
該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しており、行政文書（行
政機関の保有する情報の公開に関する法律⁴²⁾ 2条2項）に記録されているものを「保有個人情報」
と言う（行政機関個人情報保護法2条5項。独立行政法人等個人情報保護法2条5項も実質的に
同一の定義を規定する）。

行政機関個人情報保護法は、「行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的
のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない」としている（同法8条1項）。そ
れゆえ、法令に基づく場合であれば、保有個人情報を第三者に提供することも許される。

法28条2項は、「学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったとき
は、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事
実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。」と規定しているから、学校の設置者
等による被害児童生徒等に対する情報提供は、まさに、「法令に基づく場合」に当たる。従って、
行政機関個人情報保護法の下では、学校の設置者等が被害児童生徒等に対して、被害児童生徒等
以外の者に関する個人情報についても、情報提供を行うことができる。各地方公共団体の個人情報
保護条例においても、一般に、法令に基づく場合の保有個人情報の提供について、行政機関個人
情報保護法とほぼ同一の規定を置いているから、同法とは大きく異なる定義を規定する例外的
な場合を除いて、学校の設置者等が被害児童生徒等に対して、被害児童生徒等以外の者に関する
個人情報についても、情報提供を行うことができることとなる。

「法令に基づく場合」、提供の適否については、当該法令の趣旨によって定まるとされ⁴³⁾、一律に
決まるものではないから、情報提供が許される範囲を検討する必要がある。この点について参考
となるのは、学校の設置者が被害児童生徒等からその保有個人情報の開示請求をなされた場合に、

作成及び公表しなければならない。

なお、個人情報保護法においては、個人情報データベース等を事業の用に供している者である個人情報取
扱事業者（同法2条5項）は、原則として、予め本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはなら
ない（同法17条2項柱書）。もっとも、個人情報取扱事業者は、「法令に基づく場合」には、予め本人（個人
情報保護法2条8項。行政機関個人情報保護法2条7項及び独立行政法人等個人情報保護法2条7項と同一
の定義である）の同意を得なくとも要配慮個人情報を取得できる。法28条1項の調査は「法令に基づく場合」
に含まれるから、私立学校の設置者及び私立学校並びに調査組織は、予め本人の同意を得なくとも要配慮個人
情報を取得できる。とは言え、調査及び重大事態への対処を円滑に実施するために、本人の同意を得てお
くことが望ましい。

42) 平成11年法律第42号。

43) 総務省行政管理局監修・社団法人行政システム研究所編『行政機関等個人情報保護法の解説』（ぎょうせい、
2005）38頁、高橋滋ほか編著『条解行政情報関連三法——公文書管理法・行政機関情報公開法・行政機関個人
情報保護法』（弘文堂、2011）539頁〔山口亨〕。

開示しなければならない範囲である。なぜなら、保有個人情報のうち、開示請求の際に開示情報と取扱われる情報については、被害児童生徒等からの開示請求を待たずして、学校の設置者が被害児童生徒等に対して情報提供を行うべきであるためである。そこで、続いて、保有個人情報の開示についての規定を検討することとしたい。

(5) 保有個人情報の開示

何人も、行政機関個人情報保護法の定めるところにより、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる（行政機関個人情報保護法12条1項。独立行政法人等個人情報保護法12条1項も実質的に同一の内容を規定する）。

同法14条は、保有個人情報の開示について、次のように定めている。この規定は、独立行政法人等個人情報保護法14条1項と実質的に同一の内容である。

第14条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一 （省略）

二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

三 （以下省略）

行政機関個人情報保護法14条柱書は、行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該

保有個人情報を開示しなければならないとしている。同法14条は、不開示情報を列挙するところ、同条2号は不開示情報に当たらない例外として、同条2号イ、ロ及びハの3つの類型を挙げ、開示することを求めている。

同法14条2号イは、「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」を開示情報とする。特定の関係者のみが知ることができている情報の場合にも、開示請求者がその特定の関係者に含まれている場合には、開示義務が生じる⁴⁴⁾。情報提供義務を定める法28条2項は、「法令の規定」に当たる。また、「慣行」とは事実上の慣習を意味し、慣習法として確立していることまでは要せず、法規範的な根拠は不要であるとされている⁴⁵⁾。それゆえ、同じく情報提供について規定する基本方針第2 4(1)ii)①第1段落並びにガイドライン第5第6項、第6第8項及び第7第5項は、「法令」とまでは言えないが、文部科学省が策定した法令に準じる法規範⁴⁶⁾であるから、「慣行」に当たると言ってよい。もっとも、「開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」の範囲については、法28条2項、基本方針及びガイドラインにより明示されているわけではない。

同法14条2号ロは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」を開示情報とする。ここで、「保護するため」とは、現実に生命、健康、生

44) 総務省行政管理局監修・前掲注(43)82-83頁、宇賀・前掲注(32)488頁。

45) 総務省行政管理局監修・前掲注(43)83頁、高橋ほか編著・前掲注(43)598頁[山口亨]、右崎正博ほか編『新基本法コンメンタール 情報公開法・個人情報保護法・公文書管理法』(日本評論社、2013)308頁[磯部哲]、宇賀・前掲注(32)488頁。

46) 最判令2年7月6日裁判所ウェブサイト登載(〈https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/559/089559_hanrei.pdf〉)は、姫路市立中学校の柔道部の顧問である教諭が、部員間のいじめにより生徒が負傷した際、他の教諭らに対し、同生徒の受診に際して医師に自招事故によるものであるとの事実と異なる受傷経緯を説明するよう指示した上、自らも当該医師に連絡して虚偽の説明をしたこと等を理由とする停職6月の懲戒処分の適法性を判断するに当たって、以下のように判示した。

「いじめを受けている生徒の心配や不安、苦痛を取り除くことを最優先として適切かつ迅速に対処するとともに、問題の解決に向けて学校全体で組織的に対応することを求めるいじめ防止対策推進法や兵庫県いじめ防止基本方針等に反する重大な非違行為であるといわざるを得ない。……

被上告人による本件非違行為1は、いじめの事実を認識した公立学校の教職員の対応として、法令等に明らかに反する上、その職の信用を著しく失墜させるものというべきであるから、厳しい非難は免れない。」

最高裁は、非違行為該当性の判断に当たって、いじめ防止対策推進法だけでなく、地方いじめ防止基本方針(法12条)の違反を問題としており、裁判規範性を認めたとと言える。上記判決の「法令等」の「等」には、地方いじめ防止基本方針が含まれることとなる。

地方いじめ防止基本方針の策定の根拠は法に求められるところ、その点は、国の基本方針(法11条)及び学校いじめ防止基本方針(法13条)も同様である。そうだとすれば、最高裁の考え方からは、地方いじめ防止基本方針だけでなく、国の基本方針及び学校いじめ防止基本方針にも裁判規範性が認められることになる。

基本方針第2 4(1)第1段落が重大事態の調査に当たって、基本方針及びガイドラインに従って対応することを求めており、当該規定に裁判規範性が認められることから、基本方針及びガイドラインの遵守は、事実上だけでなく、法的にも求められることとなる。このように考えれば、ガイドラインにもまた、裁判規範性が認められることにつながる。

活又は財産が侵害されている場合のみならず、それらの侵害の蓋然性が高い場合も含まれる⁴⁷⁾。生命心身財産重大事態（法28条1項1号）においては、いじめにより、被害児童生徒の生命、健康又は財産に重大な被害が生じており、さらに、それによって、被害児童生徒等の安全安心な生活が侵害されている。また、不登校重大事態（法28条1項2号）においては、いじめにより、被害児童生徒等の安全安心な生活が侵害されている。それゆえ、現実には生命、健康、生活又は財産が侵害されており、さらに、今後も侵害が継続したり、新たな侵害が発生したりするおそれが十分あると言える。従って、いずれの重大事態においても、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため」の要件を満たす。もっとも、「開示することが必要であると認められる情報」⁴⁸⁾の範囲については、ここでもまた、法28条2項、基本方針及びガイドラインから直ちに明らかというわけではない。

同法14条2号ハは、「当該個人が公務員等……である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を開示情報とする。国立大学法人⁴⁹⁾が設置する国立大学に附属して設置される学校、公立大学法人⁵⁰⁾が設置する公立大学に附属して設置される学校及び地方公共団体が設置する学校並びにそれらの設置者においては、通例、教職員は「公務員等」に当たる。いじめへの対応は、それらの者にとって、法23条、28条等に規定された職務の遂行に係るものであるから、「当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は全て開示情報とされる。一方、当該公務員等の氏名については、非公務員と区別することなく、「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」（同法14条2号イ）又は「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」（同法14条2号）と認められれば、開示されることとなる⁵¹⁾。

47) 総務省行政管理局監修・前掲注(43)84頁、右崎ほか編・前掲注(45)308-309頁〔磯部哲〕。宇賀・前掲注(32)489頁は、高い蓋然性を要求せず、単におそれで足りるとする。

48) 総務省行政管理局監修・前掲注(43)84頁、右崎ほか編・前掲注(45)308-309頁〔磯部哲〕、宇賀・前掲注(32)489頁は、不開示により保護される開示請求者以外の特定の個人の利益と開示により保護される「人の生命、健康、生活又は財産」の利益の比較衡量を求める。しかし、行政機関個人情報保護法14条2号ロは、「開示することが必要であると認められる」か否かを問題としており、開示の必要性があれば、比較衡量によらず、開示情報として取扱うのが素直な解釈であり、そのように解すべきである。本規定の趣旨は、「人の生命、健康、生活又は財産」の利益が害されないようにするところにあると解されるところ、比較衡量アプローチを採った場合、例えば、生命の保護のように、開示により保護される利益がどれほど大きくても、不開示により保護される利益がそれに優越すると判断されれば、不開示となってしまうのは、本規定の趣旨に反しよう。もっとも、仮に比較衡量アプローチを採ったとしても、重大事態において、不開示により保護される開示請求者以外の特定の個人の利益が開示により保護される「人の生命、健康、生活又は財産」の利益に優越することは考え難い。

49) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）2条1項に規定する国立大学法人を言う（法29条1項）。

50) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）68条第1項に規定する公立大学法人を言う（法30条の2）。

51) 総務省行政管理局監修・前掲注(43)85頁、右崎ほか編・前掲注(45)309頁〔磯部哲〕、宇賀・前掲注(32)492頁は、「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」（同法14条2号イ）に該当するか否かを検討するとしているが、「人の生命、健康、生活又は財産を保

それでは、「開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」又は「開示することが必要であると認められる情報」の範囲をどのように理解すべきであろうか。いじめの重大事態に関する情報について、この解釈の手掛かりとなるのは、法28条2項の「当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする」との規定である。法28条2項は、個人情報保護に関する法令の特則として、被害児童生徒等の知る権利を被害児童生徒等以外の個人情報保護の要請に優越させるものであるが、「適切に」が意味する範囲はいかなるものであろうか。

そもそも、28条1項が定めるように、重大事態の調査は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために行われるものである。重大事態に的確に対処するためには、学校の設置者等と被害児童生徒等が被害児童生徒を取り巻く状況の理解をともに深め、その状況の理解を踏まえて、協議しながら様々な手立てを講じていくことが必要である。そのため、学校の設置者等は、被害児童生徒等に対して、できる限り多くの情報を提供して、それらを両者が共有するようにしなければならない。従って、ここで、「適切に」とは、「できる限り多く」の意味であると解すべきである。立法に関与した国会議員による逐条解説も、「適切に」提供するとは、当該事案についての説明責任が最大限全うされなければならない程度に学校の設置者等が情報を提供することであるとしており⁵²⁾、同旨であると言えよう。以上から、「開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」又は「開示することが必要であると認められる情報」は、いじめの重大事態に関する情報については、いずれも、学校の設置者等が保有するできる限り多くの情報と解すべきである。

各地方公共団体の個人情報保護条例においても、行政機関個人情報保護法とおおむね同じ規定が置かれているから、いじめの重大事態に関する情報については、いずれも、学校の設置者等が保有するできる限り多くの情報を開示しなければならない。

(6) 情報提供の可否

以下、法28条2項が定める情報提供の場面において、具体的に提供の可否が問題となる情報について、検討することとしたい。

① 関係者の氏名

第一に、関係者の氏名は、「誰が」という情報提供の基礎に当たる部分であって、事案の把握に必要な不可欠な情報であるから、被害児童生徒等が「知ることが予定されている情報」である。また、事案によっては、以下で検討するように、「生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」にも当たることとなろう。関係者の氏名は、被害児童

護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当するか否かも検討する必要がある。

52) 小西洋之『いじめ防止対策推進法の解説と具体策——法律で何が変わり、教育現場は何をしなければならないのか——』（WAVE出版、2014）204頁。

生徒等に提供されなければならない⁵³⁾。

これに対して、個人情報保護条例に基づき加害児童生徒に関する仮名処理が必要とする見解⁵⁴⁾があるが、氏名を開示した場合に、個人情報保護条例のいかなる条項に抵触するのか示されておらず、解釈として成立しえないものである。それゆえ、被害児童生徒等に情報提供する際に、仮名処理は不要であり、行ってはならない。

② 関係者の連絡先

第二に、関係者の連絡先はどうか。この情報については、一般に、被害児童生徒等が「知ることが予定されている情報」とまでは言えないだろう。もっとも、関係者の連絡先が被害児童生徒等の「生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に当たる場合には、被害児童生徒等に提供されなければならない⁵⁵⁾。

例えば、被害児童生徒等又はその代理人が加害児童生徒等に対して何らかの働きかけをすることが考えられる。具体的には、被害児童生徒等又はその代理人が事案について説明を求めたり、現在の心境や今後の行動についての考えを聴いたり、謝罪を求めたり、今後の再発防止のために接触を避ける方策等の取り決めを行いたいとして申入れをしたりしたいと考えることがある。これらの場合、重大事態において既に侵害され、さらなる加害行為によって侵害されるおそれがある「生命、健康、生活又は財産を保護するため」、書面送付のための住所及び電話連絡のための電話番号が被害児童生徒等に提供されなければならない。

また、被害児童生徒等又はその代理人が損害賠償請求等の民事訴訟の提起、民事調停の申し立て、危害を加える行為を避けるためになされる一定の行為の差止め等の仮処分の申立て及び告訴等の法的措置を執りたいとの意向を有することもある。この場合、重大事態において既に侵害され、さらなる加害行為によって侵害されるおそれがある「生命、健康、生活又は財産を保護するため」、これらの法的措置を執るために必要とされる加害児童生徒及びその親権者の住所の情報が被害児童生徒等に提供されなければならない。

このほか、被害児童生徒等が加害児童生徒の自宅周辺で不意に出会うことを避けたいと願うこともある。この場合、重大事態において既に侵害され、さらなる加害行為によって侵害されるおそれがある「生命、健康、生活又は財産を保護するため」、一定の場所を回避する等の事実上の措置はもちろん、何らかの法的措置を執るために必要とされる加害児童生徒の住所及び居所の情報が被害児童生徒等に提供されなければならない。

③ 関係者の所属

第三に、関係者の所属は、「誰が」という情報提供の基礎に当たる部分を構成する重要な情報で

53) 市川須美子「体罰・いじめ調査と個人情報保護」論究ジュリスト22号(2017)85頁以下、91-92頁も同旨。

54) 坂田仰編『補訂版 いじめ防止対策推進法——全条文と解説』(学事出版、2018)98-99頁[川義郎]。

55) 石坂浩ほか編著『実践事例からみるスクールロイヤーの実務』(日本法令、2020)204-205頁は、個人情報保護条例に則って判断することが望ましいとする。

あるから、通常、被害児童生徒等が「知ることが予定されている情報」である。また、例えば、加害生徒が複数所属しているサッカー部の他の部員から、危害を加えられる可能性が高い場合等、事案によっては、「生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」にも当たることとなる。さらに、教職員が公務員の場合、それらの者の所属は職務執行と通常一体となっているから、「当該個人が公務員等……である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」にも当たる。それゆえ、関係者の所属は、被害児童生徒等に提供されなければならない。

④ 映像データ

第四に、映像データは、「何が起こったのか」という事実関係の根幹を証明する重要な情報であることが多いから、通常、被害児童生徒等が「知ることが予定されている情報」である。また、被害児童生徒等又はその代理人が法的措置を執りたいとの意向を有する等の場合には、「生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」となる。さらに、教職員が公務員の場合、それらの者の職務遂行に関する映像データは、「当該個人が公務員等……である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」にも当たる。

監視カメラの映像や画像について、被害児童生徒等へ提供すべきでないとする主張⁵⁶⁾もある。確かに、この論者が主張するように、これらには、いじめ以外の情報が多かれ少なかれ含まれており、画像データの全てを提供することは適切ではない。それゆえ、重大事態とその対応に関係する部分のみを被害児童生徒等へ提供すべきである。この作業に費用が発生する場合には、学校の設置者が予算措置を講じる必要がある。

それゆえ、映像データは、被害児童生徒等に提供されなければならない。

⑤ 音声データ

第五に、音声データも、画像データと同じ扱いを受ける。それゆえ、音声データも、被害児童生徒等に提供されなければならない。

⑥ 関係者の様々な事情や問題

第六に、関係者の様々な事情や問題は、いじめ又は重大な被害が「なぜ」、「どのように」発生し、継続したのか、さらに、いじめ又は重大な被害への不適切な対応が「なぜ」、「どのように」発生し、継続したのかに深く関係していることがしばしばある。被害児童生徒等がこれらの事情や問題を知ることによって、事態の全容を把握し、被害児童生徒が自らがいじめ被害に遭ったことに帰責性がないことを理解することは、被害児童生徒の回復につながりうる。

56) 坂田編・前掲注 (54) 99頁 [川義郎]。

例えば、加害児童生徒がその保護者から虐待を受け続け、その過程において、暴力等による「支配—被支配」の構造を学習し、自らの「生きづらさ」を軽減しようと、被害児童生徒を支配するためにいじめを行っていた場合、その情報が被害児童生徒等に提供されることによって、被害児童生徒は、「なぜいじめられなければならないのか」、「自らに非があったためにいじめられていたのか」という思いを解き放つ一助とすることができる。また、これにより、被害児童生徒は、加害児童生徒によるいじめが加害児童生徒の都合による極めて不合理な理由に基づいてなされたものであって、自己が自責の念を感じる必要がないものであったと認識することができる。これらを通じて、被害児童生徒が自尊感情や自己肯定感を一定程度回復することが期待される。

また、別の例として、被害児童生徒からいじめの申告を受けた教員や学校の管理職がパワーハラスメントが常態化した職場で働き続けてきたことで、「ハラスメントやいじめの被害に遭う者には正当な理由や帰責性があり、助けられたり対応してもらえなかったりしても仕方がない」との認知の歪みを抱えるに至り、いじめの被害に適切に対応できなかった場合、その情報が被害児童生徒等に提供されることによって、被害児童生徒は、「なぜ適切に対応されなかったのか」、「自らに非があったために助けってもらえなかったのか」という疑問を解消することができる。また、これにより、被害児童生徒は、教員らの不適切な対応が教員らが抱える極めて不合理な理由に基づいてなされたものであって、自己がやましさを感じる必要がないものであったと認識することができる。ここでもまた、これらを通じて、被害児童生徒が自尊感情や自己肯定感を一定程度回復することが期待される。

これらの過程は、カウンセリング等を通じても多かれ少なかれもたらされようが、学校の設置者等又は調査組織による公的な又は公的な色彩を帯びた調査のほうが、「被害児童生徒がいじめ被害に遭う合理的な理由が存在しなかった」というメッセージをより強く打ち出すため、被害児童生徒の回復によりいっそう寄与することができよう。

また、様々な事情や問題を被害児童生徒等が把握することで初めて、重大事態に適切に対処できることとなる。

このように、様々な事情や問題は、いじめ若しくは重大な被害の発生若しくは継続又はいじめ若しくは重大な被害への不適切な対応に多少でも関係があるか、重大事態への対処に必要であれば、加害児童生徒等や関係教職員にとって機微な情報であっても、被害児童生徒等が回復するために重要な、伝える意義が極めて大きい情報であるから、被害児童生徒等が「知ることが予定されている情報」にも、「生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」にも当たる。さらに、教職員が公務員の場合、それらの者の職務遂行に関する映像データは、「当該個人が公務員等……である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」にも当たる。それゆえ、これらの情報は、被害児童生徒等に提供されなければならない⁵⁷⁾。

57) 坂田編・前掲注(54)99頁[川義郎]は、被害児童生徒等への情報提供に反対するが、その理由は記載されていない。また、木下裕一「第三者委員会における『いじめ』の事実認定の方法と限界」季刊教育法197号(2018)36頁以下、39頁は、被害児童生徒等、加害児童生徒等、学校関係者に一定の配慮をして、関係する児

一方、被害児童生徒等が抱える問題については、調査結果に盛り込むことに反対する見解もある⁵⁸⁾。しかし、当該いじめ事案に被害児童生徒等が抱える問題が影響していることが調査で把握できたのに、これを伝えなければ、誠実な調査とは言えないだろう。また、調査結果を踏まえて、重大事態へよりよく対処するためには、被害児童生徒等が抱える問題について、被害児童生徒等に理解してもらうことが必要となろう。それゆえ、被害児童生徒等が抱える問題についても、被害児童生徒等に丁寧に説明して提供すべきである⁵⁹⁾。

⑦ 正確性が確認できていない情報の取扱い

ところで、これらの個人情報を含むかどうかを問わず、調査の過程で収集された正確性が確認できていない情報について、どのように取扱うべきであろうか。

こうした正確性が確認されていない情報については、被害児童生徒等へ提供すべきでないとする主張⁶⁰⁾がある。確かに、この論者が主張するように、アンケート調査においては、伝聞、さらには再伝聞、再々伝聞等であって反対尋問を経ておらず、正確性が担保されていない情報が記載されていることが往々にしてあろう。また、聴き取りにおいても、同様に、伝聞等の情報が収集されたり、調査対象者の記憶の誤り等が存在したりすることは避けられない。それゆえ、被害児童生徒等に対して誤った情報が提供されかねないとの懸念は共有されるべきである。

もっとも、被害児童生徒等は、「知りたい」との切実な思いから、少しでも多くの情報を求めており、それに応える必要がある。学校の設置者等や調査組織は、不都合な情報が隠蔽されたり、深く調査されなかったりしたのではないかと被害児童生徒等の疑念を可能な限り解消するよう努めるべきである。また、被害児童生徒等は、正確性が確認できていない情報を把握することで、調査が十分に尽くされたかどうか検討することができ、その検討結果を踏まえて、地方公共団体の長等に対して所見書を提出する（ガイドライン第7第2項⁶¹⁾、第10第2項）ことで、調査結果についての調査（再調査）（法29条2項、30条2項、30条の2、31条2項、32条2項、5項）につなげることができる（ガイドライン第10第1項⁶²⁾参照）。それゆえ、正確性が確認できていない情報

児童生徒の発達特性や家庭状況等に関する重要な事実認定を回避する必要があるとするが、事実認定を回避することは、法28条1項が事実の確認を求めている以上、妥当でない。

58) 勝井映子はか・小野田正利司会進行「座談会 いじめ重大事態の第三者委員会の姿を問う」季刊教育法197号（2018）6頁以下、18頁 [横山巖発言]、横山巖「第三者委員会のあるべき姿を求めて——被害児童生徒・保護者への寄り添い——」季刊教育法197号（2018）24頁以下、31-32頁。

59) 勝井ほか・小野田司会進行・前掲注（58）18頁 [木下裕一発言]。横山・前掲注（58）31-32頁は、被害児童生徒の発達障害がある際に、調査組織がその判断を行うことを問題とする。確かに、診断もなく、調査組織がそのような判断を行うことは許されない。一方で、調査以前又は調査中に診断がなされている場合に、これを踏まえて判断を行うことまで妨げられないはずである。

60) 坂田編・前掲注（54）99頁 [川義郎]。

61) ガイドライン第10第2項と同内容である。「調査結果を地方公共団体の長等に報告する際、被害児童生徒・保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、当該報告に添えることができる。学校の設置者及び学校は、このことを、予め被害児童生徒・保護者に対して伝えること。」

62) 「例えば、以下に掲げる場合は、学校の設置者又は学校による重大事態の調査が不十分である可能性があるた

については、調査の過程や内容等を丁寧に説明して、正確性が確認できなかったとの留保を付しつつ、被害児童生徒等に提供すべきである。

正確性が確認されていない情報について、被害児童生徒等へ提供すべきでないとする論者は、事実関係の報告書を提供すればよいとするが⁶³⁾、報告書は、「構築」⁶⁴⁾されたものであり、被害児童生徒等の「知りたい」という切実な思いに十分に答えるものではない。

調査組織が収集した原資料を被害児童生徒等に可能な限り提供して、調査の過程を被害児童生徒等にとって可視化することにより、調査が適正に行われたことを被害児童生徒等へ伝えることを目指すべきである。これにより、被害児童生徒等の調査及び調査結果に対する納得を得やすくなるだろう。

⑧ 小括

基本方針第2 4(1) ii) ①第2段落並びにガイドライン第5第6項⑥及び第7第4項は、法28条2項が定める情報提供義務の履行の際に、個人情報への配慮を求め、各地方公共団体の個人情報保護条例等に従うことを求めている。

各地方公共団体の個人情報保護条例が範としていることが多い行政機関個人情報保護法を例に考えると、以上のように、具体的に提供が問題となる、①関係者の氏名、②関係者の連絡先、③関係者の所属、④映像データ、⑤音声データ、⑥関係者の様々な事情や問題については、被害児童生徒等に提供することができ、一定の留保はあるものの、多くの場合、被害児童生徒等に提供しなければならないこととなる。各地方公共団体の個人情報保護条例においても、行政機関個人情報保護法と異なる特段の規定が置かれていなければ、同様に解することとなる。

結局、基本方針第2 4(1) ii) ①第2段落並びにガイドライン第5第6項⑥及び第7第4項は、個人情報保護の観点から学校の設置者等又は調査組織が被害児童生徒等に対して、加害児童生徒等をはじめとする関係者の個人情報や個人情報を含む情報を提供しないことを認めようとするものではない。むしろ、これらの規定は、学校の設置者等又は調査組織が各地方公共団体の個人情報保護条例を確認し、条例上禁止されている特殊な場合を除けば、関係者の個人情報や個人情報を含む情報を被害児童生徒等に対して提供するよう求めるものであることに注意する必要がある。

め、地方公共団体の長等は、再調査の実施について検討すること。

①調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合

②事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合

③学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合

④調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合

※ただし、上記①～④の場合に、学校の設置者又は学校による重大事態の調査（当初の調査）の主体において、追加調査や構成員を変更した上での調査を行うことも考えられる。」

63) 坂田編・前掲注(54) 99頁 [川義郎]。

64) 山岸利次「第三者委員会によるいじめ調査の教育法的検討——被害者・遺族の『知る権利』に関わって」日本教育法学会年報48号(2019) 164頁以下、168頁。

基本方針第2 4(1) ii) ①第3段落⁶⁵⁾が、学校の設置者等が「いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない」とし、ガイドライン第7第4項が各地方公共団体の個人情報保護条例等に照らして不開示とする部分を除いた部分を適切に整理して行うよう求め、各地方公共団体の個人情報保護・情報公開担当部局や専門家の意見を踏まえて検討を行うなどして可能な限りの対応を行うよう求めているのは、このような観点から注意を求めたものと理解しなければならない⁶⁶⁾。これらの規定は、各地方公共団体の個人情報保護条例が誤解されることによって、法28条2項が定める情報提供義務が「個人情報保護の壁」によって履行されなくなる事態を回避するために注意的に規定されたものであると言えよう。

学校の設置者等又は調査組織が各地方公共団体の個人情報保護条例の理解を誤って、法的に認められないはずの「個人情報保護」を理由に情報提供及び説明を行わない場合、法が定める情報提供義務に違反するものとして損害賠償責任を負うこととなる。

個人情報保護条例の適切な解釈によっても、被害児童生徒等に対して提供できない情報については、適切な代替手段を講じることができないか可能な限り検討しなければならず、そうした代替手段を講じることがどうしてもできない場合には、被害児童生徒等に対して丁寧なフォローをすることが必要である⁶⁷⁾。

3 法改正の方向性

これまで検討してきたように、法28条2項が定める情報提供義務は各地方公共団体の個人情報保護条例によって妨げられることはほとんど考えられないから、学校の設置者等又は調査組織は、その収集した情報について、被害児童生徒等に対して、可能な限り提供しなければならない。

しかし、本稿で紹介した川口市教育委員会の例に留まらず、本来提供しなければならない情報であるにもかかわらず、学校の設置者等又は調査組織が被害児童生徒等に対して提供を拒否することが相次いでいる。

今後の法改正に当たっては、本来提供しなければならない情報について被害児童生徒等に対して提供を拒否した学校の設置者等の代表者及び実務担当者並びに調査組織の委員に対する罰則を設ける必要がある。

65) 「ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。」

66) 坂田仰「いじめ防止対策推進法の施行から6年——見えてきた学校現場への『負荷』」日本女子大学教職教育開発センター年報5号(2019)41頁以下、45頁は、「被害者側が、いじめ防止対策推進法28条2項を根拠として、個人情報保護条例等が認める範囲を超えた開示を求め、軋轢を生む例が散見されている」とする。しかし、以上で検討したように、個人情報保護条例においても、被害児童生徒等に対する広範な情報提供が認められるはずである。地方公共団体や教育委員会が個人情報保護条例が認める範囲を超えた開示を被害児童生徒等から求められていると主張するものの多くは、地方公共団体や教育委員会が個人情報保護条例の理解を誤り、被害児童生徒等に対して、個人情報保護条例が認める範囲の情報提供すら行っていない事例であろう。多くの場合、軋轢を生じさせている責任は、地方公共団体や教育委員会にある。

67) 小西・前掲注(52)205頁。

また、学校の設置者等又は調査組織が一定の期間内に情報提供を履行しない場合に、被害児童生徒等にとって簡易な手続により、裁判所が学校の設置者等又は調査組織に対して情報提供を速やかに履行するよう命じることができる制度を創設する必要もある。

* 本稿校正中に福岡高判令2年7月14日判例集未掲載に接した。

同判決は、「基本の方針は、法の施行を受けて平成25年10月11日に決定されたものではあるが、その内容は、それまでの『いじめ』への対応に関する文部科学省の通達や通知をまとめたものであり、亡AとBらとのトラブルが発生した平成25年4月以降において、本件学校の教職員の間においても、あるべき『いじめ』対応の知見として周知されていたのであるから、上記トラブルに関しても、いじめ対応として適切な措置が講じられたかどうかを判断する基準となるものというべきである。」として、「いじめの防止等のための基本の方針」（いじめ防止基本方針）（いじめ防止対策推進法11条）にその策定前に遡って裁判規範性を認めた。

* 本研究は、2020年度関西大学研修員研修費によって行った。